



平成 23 年 6 月 27 日

お客様各位

山九株式会社

国際複合輸送部

マーケティング・管理 G

食品関連の混載取扱一時休止のお知らせ（その 6）

毎々格別なるお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

先日より食品関連の混載取扱一時休止のお知らせをさせて頂いておりますが、中国にて、一部変更が出ております。

赤字が変更箇所となります。ご確認お願い致します。

引受再開の際には、追ってご案内申し上げます。

お客様にはご迷惑をお掛け致しますが、諸事情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

6月24日現在（農林水産省 HP より）

向け地	対象品	対象地域	規制内容
中国	食品 飼料	福島県・群馬県 栃木県・茨城県 宮城県・新潟県 長野県・埼玉県 東京都・千葉県	輸入禁止
		上記以外の道府県	放射能物質検査合格証明書・ 原産地証明書の提出が義務付け
香港	果物・野菜 牛乳・乳飲料 粉ミルク	福島県・群馬県 栃木県・茨城県 千葉県	輸入禁止
	食肉（卵を含む） 水産物		放射能レベルに関する証明書の 提出を義務付け
	加工食品		香港にてサンプル検査
	全ての食品	上記以外の都道府県	
マカオ	全ての食品	福島県・群馬県 栃木県・茨城県 千葉県・宮城県 山形県・新潟県 長野県・山梨県 埼玉県・東京都	輸入禁止
台湾	全ての食品	福島県・群馬県 栃木県・茨城県 千葉県	輸入禁止
	果実、野菜 水産物、海藻類 乳製品、ミネラ ルウォーターな どの飲料水、ベ ビーフード	上記以外の都道府県	台湾にて全ロット検査
	加工食品		台湾にてサンプル検査

向け地	対象品	対象地域	規制内容
韓国	ほうれんそう・かきな等・梅・原乳・キノコ類・タケノコ・青ワラビ・飼料・こうなご・やまめ	福島県	輸入禁止
	ほうれんそう・かきな・飼料	群馬県	
	ほうれんそう・かきな・茶・飼料	栃木県	
	ほうれんそう・かきな等・茶・原乳・飼料	茨城県	
	ほうれんそう・かきな等・茶	千葉県（ほうれんそう・かきな等は、旭市・香取市・多古町のみが対象）	
	茶	神奈川	
	上記県産品目を除く全ての食品	福島県・群馬県 栃木県・茨城県 千葉県・宮城県 山形県・新潟県 長野県・埼玉県 神奈川県・静岡県 東京都	放射能物質検査合格書の提出が義務付け
	全ての食品	上記以外の道府県	原産地証明書の提出が義務付け
	3月11日以前に収穫・製造した食品に関しては、日付証明が必要		
ベトナム	加工・包装食品	福島県・茨城県 栃木県・千葉県	放射能物質検査合格書の提出が義務付け・ベトナムにてサンプル検査
		上記以外の都道府県	放射能物質検査合格書の提出が義務付け
	生鮮食品	福島県・茨城県 栃木県・群馬県 新潟県・山形県	ベトナムにて全ロット検査
		上記以外の都道府県	ベトナムにてサンプル検査

向け地	対象品	対象地域	規制内容
タイ	全ての食品	福島県・群馬県 栃木県・茨城県 宮城県・山形県 新潟県・長野県 山梨県・埼玉県 東京都・千葉県	放射能物質検査合格書の提出が義務付け
		上記以外の道府県	原産地証明書の提出が義務付け
		3月11日以前に収穫・製造した食品に関しては、日付証明が必要	
マレーシア	全ての食品	福島県・群馬県 茨城県・栃木県 宮城県・山形県 新潟県・神奈川県 埼玉県・東京都 千葉県	放射能物質検査合格書の提出が義務付け
		上記以外の道府県	原産地証明書の提出が義務付け
		3月11日より以前に収穫・加工した食品に関しては、日付証明を義務付け	
シンガポール	食肉、牛乳・乳製品、果実・野菜（加工品含む）水産物	福島県・群馬県 栃木県・茨城県	輸入禁止
	果実・野菜（加工品含む）	千葉県・東京都	
	食肉、牛乳・乳製品、水産物	神奈川県・埼玉県	原産地証明書の提出が義務付け シンガポールにてサンプル検査
	食肉、牛乳・乳製品、果実・野菜（加工品含む）水産物	上記以外の道府県	
	3月11日より以前に収穫・加工した食品に関しては、日付証明を義務付け 放射性物質が検出された場合は、通関不可		
インドネシア	加工食品・ミネラルウォーター・牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜	47 都道府県	放射能物質検査合格書の提出が義務付け 証明書がない場合は、インドネシアにて全ロット検査
	水産物・養殖用薬品・えさ		放射能物質検査合格書の提出が義務付け 証明書がない場合は、インドネシアにて検査を予定

向け地	対象品	対象地域	規制内容
ブラジル	全ての食品	福島県・群馬県 栃木県・茨城県 宮城県・山形県 新潟県・長野県 山梨県・埼玉県 東京都・千葉県	放射能物質検査合格書の提出が義務付け(ポルトガル語翻訳付)
		上記以外の道府県	原産地証明書の提出が義務付け(ポルトガル語翻訳付)
	3月11日より以前に製造・梱包した食品は、日付証明を義務付け(ポルトガル語翻訳付)		